



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 日 本 管 財 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 慎太郎  
(コード番号 9728 東証 第一部)  
問合せ先責任者 取締役総務部長 赤井 利生  
電 話 番 号 (0798) 35-2200

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更することを決議し、平成27年6月26日開催予定の当社第50期定時株主総会に付議することいたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行され、当社は、取締役会の監督強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで中長期的な企業価値向上を図る新たな機関設計としての監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が、業務執行取締役ではない取締役に拡大されたことを受けて、当該契約の対象者を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更するものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条 (条文省略)  (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、 <u>16</u> 名以内とする。  (新 設)	第1条～第19条 (現行どおり)  (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>14</u> 名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は、4名以内とする。
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第21条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
第23条～第24条 (条文省略)  (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u>	第23条～第24条 (現行どおり)  (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第26条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(新 設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役 <u>及び監査役</u> がこれに記名捺印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。
(取締役の責任免除) 第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は取締役 <u>（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第 30 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第 32 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第32条 (条文省略)	(取締役会規程) 第33条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(監査役及び監査役会の設置) 第33条 当会社は <u>監査役及び監査役会</u> を置く。	(監査等委員会の設置) 第34条 当会社は <u>監査等委員会</u> を置く。
(監査役の員数) 第34条 当会社の監査役は5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査役会</u> を開くことができる。	(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u> を開くことができる。
(監査役会の決議方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議方法) 第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第48条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当会社は、第 50 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第 50 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 43 条第 2 項の定めるところによる。</p>